

## 南箕輪村商工業振興資金融資制度

村内で事業を営んでいる方で以下の申込み条件に該当の方が利用できる制度となっております。  
一般分

資金用途	運転資金	設備資金
貸付限度額	1 企業につき1,000万円以内 <small>(ただし、商工貯蓄共済制度加入者は1,100万円以内)</small>	1 企業につき1,000万円以内 <small>(ただし、商工貯蓄共済制度加入者は1,100万円以内)</small>
返済期限 (据置限度)	6 0 か月以内 ( 6 か月以内)	8 4 か月以内 ( 6 か月以内)
貸付利率	実質 1.4% = 借入者の負担金利 ( 2.4% 貸付金利のうち 1.0% は村で利子補助) 利子補助は、年度ごと毎年 1 回 ( 4 月ごろ ) まとめて行います。	
申込資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村内で 6 か月以上事業を営む商工業者</li> <li>・ 村税その他義務的納金を滞納していない事業所</li> <li>・ 許可等を要する業種は取得していること</li> </ul> ( 他条件は当資金規則第 2 条による )	
返済方法	分割返済 (一括繰上げ可)	
担保及び保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人事業主は、原則として保証人は不要。</li> <li>・ 法人企業は代表者が必ず保証人となる。</li> <li>・ 申込人と実質的な経営者が違う場合などは連帯保証人が必要となる。</li> </ul>	
保証料	長野県信用保証協会の保証付貸付とし、保証料は全額を村で補給	
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八十二銀行 (南箕輪支店)</li> <li>・ アルプス中央信用金庫 (南箕輪支店・信大前支店)</li> </ul>	

### 不況対策資金

下記のいずれかに該当

最近 3 ヶ月間の売上高又は経常利益率が過去 3 年間のいずれかの同期に比べ同じ又は減少していること。

最近 6 ヶ月間の売上高又は経常利益率が過去 3 年間のいずれかの同期に比べ同じ又は減少していること。

直近決算期の経常利益率が 1 期又は 2 期前に比べ同じ又は減少していること。

貸付金利	実質 0.6% = 借入者の負担金利 ( 2.4% 貸付金利のうち 1.8% は村で利子補助)
------	--

### 緊急災害対策の特別条件

下記の該当する事業者

災害等の被害に遭った事業者、災害等に起因し事業活動に支障をきたしている事業者

貸付金利	実質 0.6% = 借入者の負担金利 ( 2.4% 貸付金利のうち 1.8% は村で利子補助)
------	--

特別経営安定対策資金 (平成 21 年 2 月 1 日から実施、平成 23 年 3 月 31 日まで)

下記のいずれかに該当

最近 3 ヶ月間の売上高又は経常利益率が過去 3 年間のいずれかの同期に比べ同じ又は減少していること。

最近 6 ヶ月間の売上高又は経常利益率が過去 3 年間のいずれかの同期に比べ同じ又は減少していること。

直近決算期の経常利益率が 1 期又は 2 期前に比べ同じ又は減少していること。

資金用途	運転資金 (借換)
貸付限度額	借換合計 1000 万円以内
貸付金利	実質 1.4% = 借入者の負担金利 ( 2.4% 貸付金利のうち 1% は村で利子補助)
返済期限	84 ヶ月
(据置限度)	1 2 ヶ月以内